



農業者年金がさらに便利に 新要素をふまえた世代別メリット

農業者年金は、農業者の方なら広く加入することができる、国民年金の上乗せとなる公的年金です。次の要件を満たす方ならどなたでも加入することができます。

- ① 年間六十日以上農業に従事
- ② 国民年金第一号被保険者
- ③ 六十歳未満

このように農業者の方なら広く加入できることが特徴です。さらに令和四年五月からは、国民年金の任意加入者であれば六十歳以上

六十五歳未満の農業従事者も加入が可能となりました。

六十五歳の日本人の平均余命は男性二十年（八十五歳）、女性二十五年（九十歳）と言われていますが農業者年金受給者、つまり農家の方はさらに長生きされるというデータがあります。老後はお金のことを心配せずに生活したいものですが、予測不可能な経済変動や思わぬケガや病気もあり得ます。

国民年金は月々約六万五千円（四十年加入の場合）で夫婦合わせて月額約十三万円です。高齢農家世帯（世帯主が六十五歳以上の夫婦二人）の家計費が月額約二十二万円というデータがあり、豊かな老後の生活のためには国民年金だけでは充分とは言えません。

今回は、世代別に農業者年金のメリットを紹介いたします。

農業者年金制度が改正されたことにより、さらに多くの方が加入しやすくなりました。老後の生活の収入を、国民年金プラス農業者年金で支えていきましょう。

若い農業者・後継者向け 農業者年金加入のメリット

- ① 月額最大一百万円の国庫補助で二百万円の積立てが実現

農業者年金に三十九歳までに加入すれば、次の三つの要件を満たすことにより政策支援（国庫補助・最大一百万円）を受けることが可能です。

保険料の国庫補助を受けられる期間は最長二十年間です。三十五歳以上の支援は最長で十年間となり、三十五歳に達すると補助額が減額されることから、早期に加入すれば国庫補助を長く受けることが出来ます。

1. 六十歳までに保険料納付期間等が二十年以上見込まれる（つまり三十九歳までに加入すること）
2. 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が九百万円以下

3. 認定農業者で青色申告者など次の「政策支援の要件と国庫補助額」の表の必要な要件のいずれかに当たる

政策支援の要件と国庫補助額

区分	必要な要件	保険料（補助額）	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円	1万4千円
2	認定就農者で青色申告者	1万円	1万4千円
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属	1万円	1万4千円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者が3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	1万6千円
5	区分1または区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に要件を満たすことを約束した後継者	1万4千円	—

- ③ 少子高齢化時代に強い積立方式・確定拠出型の年金

農業者年金は、加入者自ら積み立てた保険料とその運用益を年金原資として年金額が決まる「確定拠出型の積立年金」ですので、年金財政が現役世代と引退世代の人口比の影響を受けないのが特徴です。少子高齢化時代でも安定的な終身年金制度となっています。

毎年度の積立・運用の状況は農業者年金基金から全ての加入者に個人ごとに通知されます。なお、これまでの運用実績は制度発足以降、令和二年度までの十九年間の平均運用利回りで年2.97%となっています。

四十代以上の農業者向け
農業者年金加入のメリット

- ① 税制面の優遇措置が大きい

積み立てる保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保

険料も含めて社会保険料控除の対象となり、所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。農業経営にゆとりが出た時は毎月の保険料額を増額したり、翌一年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付（納付月・当年十二月）」で当年中に納付する保険料額を増やして節税額をアップすることもできます。

また、積立方式・確定拠出型の年金である農業者年金の運用益は非課税で年金の原資として積み上がります。なお、農業者年金基金の事務経費は国が負担しているため、支払った保険料の全額が運用されます。

- ② 死亡一時金もあり安心

八十歳前に死亡した場合には、八十歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取ることができます。なお、死亡一時金は非課税です。

《注意点》加入期間等により支払額を下回ることがあります。

農業者年金に関する相談や加入のお申込みは…

営農生活課（経済センターまたは流山経済センター）までお問合せください。

農業者年金の大きな特徴となっている国庫補助制度ですが、国庫補助部分の年金を受給するためには、加入期間としての二十年以上と経営継承が必要となります。経営継承の時期についての年齢制限はありませんので、六十五歳を超えても構いません。なお、国庫補助部分を除いた本人負担分についての年金（老齢年金）は、原則六十五歳以降受給を開始した時から生涯受け取ることができます。

- ② 通常加入は自由に選べる保険料からでも加入可能

通常加入の保険料は下限が二万円以上上限が六万七千円となっておりますが、令和四年一月より三十五歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、月額一万円からでも通常加入できるようになりました。

なお、保険料は千円単位で選択可能で、加入途中で金額を変更することができます。

保険料控除分の節税額（所得税・住民税）の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 （年額24万円）の場合	保険料月額6万7千円 （年額80万4千円）の場合
		195万円以下	15.1%
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして計算しています。